

退職給付債務

退職給付会計

2001年3月期より、当社は新たに導入された退職給付会計基準を採用しました。その結果、退職給付債務総額は、退職時に支払われる退職一時金見込額総額のうち現在発生している額により算定されます。新会計基準の下では、2001年3月期首における退職給付債務総額は5,006億円(単体)に達しました。その時点までに引き当てられた1,990億円(単体)との差額である3,016億円(単体)の変更時差異については、2010年3月期までの10年間で定額費用処理し、毎年301億円ずつ償却を行いました。

退職給付債務の推移

(億円)

	00.3期末	01.3 期首	01.3 期末	02.3期末	03.3期末	04.3期末	05.3期末	06.3期末	07.3期末	08.3期末	09.3期末	10.3期末
連結												
退職給付債務		5,184	5,094	4,685	4,489	4,516	4,082	4,014	3,763	3,771	3,733	3,655
年金資産		37	34	31	87	95	99	118	119	109	88	93
未積立退職給付債務		5,147	5,060	4,653	4,402	4,420	3,982	3,896	3,644	3,662	3,644	3,562
退職給付引当金	2,048	2,057	2,312	1,908	1,817	2,089	1,997	2,016	2,196	2,570	2,927	3,248
前払年金費用	—	1	2	0	0	0	0	1	3	3	4	5
未認識債務等	3,089	2,749	2,747	2,584	2,331	1,986	1,880	1,450	1,095	721	320	
会計基準変更時差異	3,089	2,758	2,452	2,251	1,937	1,622	1,307	992	678	363	49	
数理計算上の差異		△ 9	295	332	391	361	571	480	437	375	286	
過去勤務債務			0	0	0	2	2	1	△ 22	△ 20	△ 17	△ 15
単体												
退職給付債務		5,006	4,916	4,506	4,054	4,082	3,662	3,600	3,393	3,417	3,390	3,319
退職給付引当金	1,990	1,990	2,215	1,808	1,655	1,916 ^{※1}	1,817	1,829	2,011	2,385	2,733	3,038
未認識債務等		3,016	2,700	2,697	2,399	2,165	1,845	1,770	1,381	1,032	657	280
会計基準変更時差異 (積立不足)		3,016	2,714	2,413	2,111	1,809	1,508	1,206	904	603	301	0
数理計算上の差異 ¹⁾			△ 14	283 ^{※2}	287	356 ^{※3}	337	564 ^{※4}	476	429	355	280

¹⁾ 数理計算上の差異は、発生の翌期から10年間均等償却しました。

²⁾ 02.3期は、長期金利の低下を反映し、割引率を3%から2%に引き下げたこと等により、296億円の数理計算上の差異が発生しました。

³⁾ 04.3期には、早期退職優遇制度の見直しや再雇用制度の新設等の退職制度変更により、過去勤務債務385億円が発生(特別損失計上)したため、退職給付引当金ならびに数理計算上の差異が大幅に増加しました。

⁴⁾ 06.3期には、基礎率の見直しにより、270億円の数理計算上の差異が発生しました。

退職制度の変更

① 早期退職優遇制度について

当社においては、1996年3月期以降、50歳から55歳に達する者を対象とした早期退職優遇制度を導入しておりますが、予定どおり2012年3月期をもって適用を終了します。ただし、2013年3月期から2017年3月期までの間は、経過措置として、58歳に達する者を対象とした早期退職制度を設定することとしました。

② 再雇用制度について

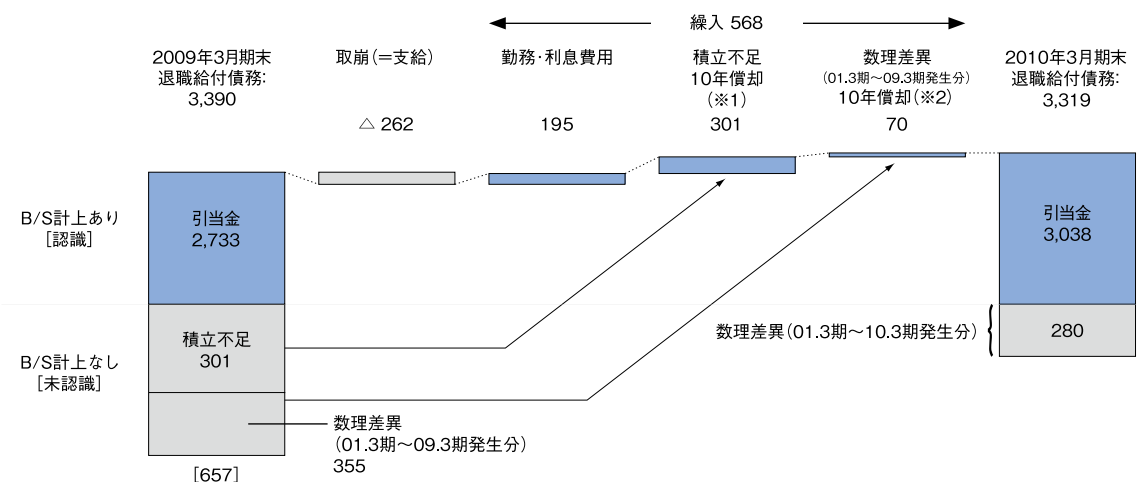
当社においては、定年退職した者を退職日の翌日から年金満額支給開始年齢まで再び会社に雇用する制度(再雇用制度)を設定しております。この制度の対象は、2007年3月期以降2012年3月期までの定年退職者としておりますが、2013年3月期以降の定年退職者を対象とする再雇用制度を新たに設定することとしました。

③ 定年退職について

当社においては、現行、定年を「60歳」としておりますが、2010年3月期より、定年を「60歳に達する日の属する年度の翌年度の7月末日」に統一することとしました。なお、経過措置として、2009年4月1日から2012年3月31日までの間に60歳に達する者については、60歳に達する日の属する月の末日に退職する場合においても、定年退職と同様の取扱いとすることができるとしました。

2010年3月期の退職給付債務(単体)

(億円)



(※1) 会計処理変更時差異の償却方法→2001年3月期から10年間均等償却

2010年3月期償却分 301 = 3,016 / 10年…2010年3月期まで

(※2) 数理計算上の差異の償却方法→発生の翌期から10年間均等償却

2001年3月期から2009年3月期発生分償却 70 = 709 / 10年